（安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上席原子力専門検査官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官）

第二十二条　原子力規制部に、安全規制調整官十人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全管理調査官八人、上席原子力専門検査官十六人、上席監視指導官九人及び統括原子力運転検査官二十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官及び上席原子力専門検査官は原子力施設検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力施設検査官をいう。）として、当該統括原子力運転検査官は原子力保安検査官（同項に規定する原子力保安検査官をいう。）として置かれるものとする。

［２～９　略］

（原子力安全人材育成センターに置く課等）

第二十五条　センターに、次の四課並びに総括指導官一人及び上席指導官十二人を置く。

人材育成課
規制研修課
原子炉技術研修課
国際研修課

改正後	改正前
（安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上席原子力専門検査官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官） **第二十二条**　原子力規制部に、安全規制調整官十人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全管理調査官八人、上席原子力専門検査官十六人、上席監視指導官九人及び統括原子力運転検査官二十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官及び上席原子力専門検査官は原子力施設検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力施設検査官をいう。）として、当該統括原子力運転検査官は原子力保安検査官（同項に規定する原子力保安検査官をいう。）として置かれるものとする。 ［２～９　略］ （原子力安全人材育成センターに置く課等） **第二十五条**　センターに、次の四課並びに総括指導官一人及び上席指導官十二人を置く。 人材育成課 規制研修課 原子炉技術研修課 国際研修課	（安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上席原子力専門検査官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官） **第二十二条**　原子力規制部に、安全規制調整官十人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全管理調査官八人、上席原子力専門検査官十六人、上席監視指導官九人及び統括原子力運転検査官二十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官及び上席原子力専門検査官は原子力施設検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力施設検査官をいう。）として、当該統括原子力運転検査官は原子力保安検査官（同項に規定する原子力保安検査官をいう。）として置かれるものとする。 ［２～９　同上］ （原子力安全人材育成センターに置く課等） **第二十五条**　センターに、次の四課並びに総括指導官一人及び上席指導官十人を置く。 人材育成課 規制研修課 原子炉技術研修課 国際研修課
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

訓　令

○法務省訓令第１号

検　事　総　長
検　　事　　長
検　　事　　正

検察庁事務章程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年３月30日

法務大臣　上川　陽子

検察庁事務章程の一部を改正する訓令

検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第１号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（検察広報官） **第16条の２**　地方検察庁及び別表第８の２に掲げる地方検察庁支部に検察広報官を置く。ただし、別表第１に掲げる地方検察庁においては、総務部に置く。 ［２・３　略］ （情報解析監理官） **第16条の３**　別表第８の３左欄に掲げる地方検察庁に同表右欄に掲げる数の情報解析監理官を置く。 ［２・３　略］ （情報解析官） **第16条の４**　別表第８の４左欄に掲げる地方検察庁に同表右欄に掲げる数の情報解析官を置く。 ［２・３　略］	（検察広報官） **第16条の２**　地方検察庁に検察広報官を置く。ただし、別表第１に掲げる地方検察庁においては、総務部に置く。 ［２・３　同左］ （情報解析監理官） **第16条の３**　別表第８の２左欄に掲げる地方検察庁に同表右欄に掲げる数の情報解析監理官を置く。 ［２・３　同左］ （情報解析官） **第16条の４**　別表第８の３左欄に掲げる地方検察庁に同表右欄に掲げる数の情報解析官を置く。 ［２・３　同左］